

# 社会保障と税の一体改革・税制抜本改革(各論)について

国土交通副大臣 池口修次

## I. 消費税

◎消費税率の引き上げに際しては、各論である軽減税率の導入など、国民の理解と協力が得られるよう、きめ細かな配慮が必要。

○消費税率の引き上げに際しては、国民の理解・納得と協力が得られるよう、以下の点について、税制調査会において、年末までの議論を通じて丁寧な検討を行ったうえで、きめ細かな制度設計を行っていくことが必要。

1. 軽減税率の導入
2. 二重課税の調整
3. 国と地方の配分 等

## 1. 軽減税率の導入

◎住宅や公共交通、宿泊サービスについては、軽減税率を導入することが必要。

### (1)住宅に対する軽減税率の導入等

○住宅は、国民生活の安定、成長の基礎。一方で、住宅は、既に多岐多重にわたり課税されており、現在でも、住宅の税負担は諸外国と比べ突出。

○また、消費税率の引き上げは、

- ①内需の柱である住宅投資の減少による景気の悪化、
- ②駆け込み需要とその反動による買控え等の市場の混乱、  
など、我が国経済や住宅市場に重大な影響を及ぼす。

○したがって、住宅に係る総合的な税負担が増加しないよう、軽減税率の導入など特別な配慮が必要。

## (2) 公共交通に対する軽減税率の導入

○公共交通は、経済産業活動を支える基盤であるとともに、子ども、高齢者など交通弱者の通学・通院に必要なライフライン。

「社会保障改革」の結果、国民の移動が抑制されることのないよう、利用者の負担増を回避することが必要。

○特に、運賃収入のみでは路線維持が困難な離島・地域路線では、運賃改定による税率引上分の収入増は実質的に困難。減便や路線の廃止・縮小等、輸送サービスのさらなる低下等が懸念。

○EC指令において、旅客運送が軽減税率の対象として措置され、大多数の加盟国において軽減税率等の負担軽減措置が既に導入。

(参考1) 付加価値税の共通システムに関する理事会指令 2006/112/EC(2006年11月28日)  
附属書Ⅲ 軽減税率の適用となる対象取引リスト(抜粋)  
(5) 旅客・携行品運送

(参考2) 旅客運送に対して軽減税率等を導入しているEU加盟国(H23年初現在)  
ベルギー、チェコ、デンマーク、ドイツ、ギリシャ、スペイン、フランス、アイルランド、イタリア、キプロス、ラトビア、ルクセンブルク、マルタ、オランダ、オーストリア、ポーランド、ポルトガル、スロベニア、フィンランド、スウェーデン、イギリス(21ヶ国)

### (3) 宿泊サービスに対する軽減税率の導入

○ホテル・旅館は、地域の雇用・経済を支える基幹産業かつ国策である外客誘致の基幹インフラ。中小企業が大多数であり価格転嫁は実質的に困難。産業の縮小等を通じて地域の雇用・経済に重大な打撃。

○国内での旅行費用の大半を占める宿泊サービス等の価格水準の上昇は、特に価格に敏感なアジア旅行客等外客の誘致に大打撃。

○EC指令において、宿泊サービスが軽減税率の対象として措置され、大多数の加盟国において軽減税率等の負担軽減措置が既に導入。

(参考1) 付加価値税の共通システムに関する理事会指令 2006/112/EC(2006年11月28日)  
附属書Ⅲ 軽減税率の適用となる対象取引リスト(抜粋)  
(12)ホテル及び類似の施設で行われる宿泊...

(参考2) 宿泊サービスに対して軽減税率等を導入しているEU加盟国(H23年初現在)  
ベルギー、ブルガリア、チェコ、スペイン、フランス、アイルランド、イタリア、キプロス、リトアニア、ルクセンブルク、マルタ、オランダ、オーストリア、ポーランド、ポルトガル、スロベニア、フィンランド、スウェーデン(18ヶ国)

## 2. 二重課税の調整

◎自動車取得税、印紙税、その他不動産流通課税については、廃止を含め抜本的な見直しを行うべき。

○自動車の取得時に、既に消費税と自動車取得税を併せて10%の税負担が課されており、車体課税の抜本の見直しを通じて、更なる自動車ユーザーの負担増を回避する必要。

○工事請負契約書及び不動産譲渡契約書に係る印紙税については、他の文書と比べて著しく高額であり、下請企業の大きな負担になるなど負の影響が大きい。

○不動産の流通段階には、多重の税金が課されており、この上消費税率の引き上げにより過重な負担による不動産取引の減退を招かぬよう、特段の配慮が必要。

## Ⅱ. 自動車の車体課税の抜本的見直し

◎自動車の車体課税については、平成23年度税制改正大綱に沿った抜本的な見直しが必要。

○自動車の車体課税については、平成23年度税制改正大綱において「簡素化、グリーン化、負担の軽減を行う方向で抜本的に見直しを検討」とされており、これに沿った見直しが必要。

○その際、以下の視点も併せた見直しが必要

- ①自動車の取得に際しては消費税と自動車取得税を併せて10%の税負担が課せられている現状に鑑み、消費税率の引き上げによる更なる自動車ユーザーの負担増を回避する必要。
- ②現行のエコカー減税の取扱い。